

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)については、その納期限が延長されることとなりました。

① 次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの

(当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。)

※ 県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしております。

[青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県]

② 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの

(督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。)

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成23年3月17日

【お問い合わせ先】

愛媛労働局労働保険徴収室

Tel 089-935-5202

